中小企業経営改善計画等策定支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業等の経営安定 化を図るため、第2条で定める交付対象者に対し予算の範囲内において補助金を 交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則(昭和63年 鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。)に定めるほか、この要綱に定めると ころによる。

(交付対象者)

- 第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号の要件を満たす者とする。
 - (1) 次のいずれかに該当する者
 - ア 新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金の融資を受けた者
 - イ 株式会社日本政策金融公庫,株式会社商工組合中央金庫及び株式会社日本 政策投資銀行が行う次に掲げるいずれかの貸付を受けた者
 - 一 新型コロナウイルス感染症特別貸付
 - 二 生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付
 - 三 小規模事業者経営改善資金 (新型コロナウイルス感染症関連)
 - 四 生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付(新型コロナウイルス感染症 関連)
 - 五 新型コロナウイルス感染症特別貸付(危機対応融資)(中小企業向け制度に限る)
 - 六 危機対応業務(危機対応融資)
 - (2) 県内に主たる事業所を有する事業者であって、国が実施する「経営改善計画 策定支援事業(「通常枠」に限る。)」又は「早期経営改善計画策定支援事業」を 利用し、令和4年12月20日以降に計画策定費用支払通知を受けた者(「経営改善 計画策定支援事業」を利用した事業者にあっては、鹿児島県信用保証協会が実 施する「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」に係る補助を受ける 者を除く。)
 - (3) 県民税を完納していること。
 - (4) 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体 又は個人ではないこと。また、次のいずれかに該当する法人その他の団体又は個 人ではないこと。
 - ア 暴力団員等(鹿児島県暴力団排除条例(平成26年鹿児島県条例第22号)第2 条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
 - イ 自己,自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって,暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等を利用している者
 - ウ 暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金

- 銭,物品,その他の財産上の利益を不当に提供し,又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し,又は関与している者
- エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- オ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれ らを利用している者
- カ アからオまでに掲げる者の依頼を受けて、補助金の交付を受けようとする者
- キ アからオまでに掲げる者のほか、補助金の趣旨・目的に照らして適当でない と知事が判断する者

(補助対象経費及び補助率等)

第3条 補助金の交付の対象経費(以下,「補助対象経費」という。)及びこれに対する補助率及び補助限度額は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助率及び補助限度額
経営改善計画策定に要する経費	補助率:6分の1以内 (補助限度額50万円)
早期経営改善計画策定に要する経費	補助率:6分の1以内 (補助限度額3.75万円)

- ※ 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及 び地方消費税相当額のうち,消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕 入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和 25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に 補助率を乗じて得た金額をいう。)は補助対象外とする。
- ※ 補助対象経費に6分の1を乗じて得た額に小数点以下の端数が生じたときは、 これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

- 第4条 規則第3条の補助金等交付申請書は、中小企業経営改善計画等策定支援事業補助金交付申請書兼請求書(別記第1号様式又は別記第2号様式)によるものとする。
- 2 規則第3条の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。
 - (1) 「経営改善計画策定支援事業」又は「早期経営改善計画策定支援事業」を利用していることを確認するための書類

鹿児島県中小企業活性化協議会が発行した「計画策定費用支払通知書」の写し

- (2) 第2条第1号の要件を満たすことを確認するための書類
 - 新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金にあっては、鹿児島県信用保証協会が発行した信用保証書の写し、第2条第1号イに掲げる特別貸付にあっては、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫及び株式会社日本政策投資銀行が発行した特別貸付を受けたことが確認できる書類の写し
- (3) 県内に主たる事業所を有することを確認するための書類(第2条第1号イに該当する者に限る。)

法人にあっては履歴事項全部証明書,個人にあっては開業届の写し又は確定申告書 の写し

- (4) 県民税の未納がないことを確認するための書類 県民税の納税証明書(原則として申請を行う日から3か月以内のもの。)
- (5) 補助金の交付を受けようとする者が第2条第4項の要件を満たすこと及び鹿児島 県信用保証協会が実施する「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」に係る 補助を申請していないこと又は補助を受けていないことを確認するための書類 誓約書(別記様式第3号又は第4号)
- (6) その他知事が必要と認める書類
- 3 補助金の交付を受けようとする者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る 仕入控除税額を減額して申請をしなければならない。
- 4 補助金交付申請の期限は、知事が指定する日とする。

(補助金の交付の条件)

- 第5条 規則第5条第1項の規定による条件は、次に定めるとおりとする。
- 2 知事は、補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)が補助金交付の内容、条件、その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことがある。また、補助金の交付の決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときはその返還を求めるものとする。

(補助金の交付の決定及び確定の通知)

第6条 知事は、規則第3条の補助金交付申請書を受理した場合は、規則第4条及び第14 条の規定に基づき補助金の交付の決定及び交付額の確定を行うものとし、補助金交付決 定及び確定通知書(別記第5号様式)により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項に規定により申請の取下げをすることができる期限は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。

(補助金の交付方法)

第8条 この補助金は、精算払いにより交付する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和4年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月10日から施行する。